

# 「三八テーマ型体験（地酒と食）観光推進業務」委託仕様書

## 1 業務の目的

本業務は、青森県三八地域の地酒と食を活かしたテーマ型・体験型コンテンツの磨き上げと効果的な情報発信を行い、誘客促進と観光消費額の拡大を図ることを目的とする。

## 2 委託業務名

三八テーマ型体験（地酒と食）観光推進業務

## 3 業務の内容

### （1）地酒と食のペアリングに係る情報発信

#### ① インフルエンサーによる情報発信

- ・ 県が取材する地酒と食のペアリングに関して、アドバイザーとして助言ができ、また、ペアリング品目の選定後は自身のSNSを用いて発信できるインフルエンサーを選定し、随時助言及び10回以上発信させる。
- ・ インフルエンサーは、県の求めに応じて随時助言を行うほか、ペアリングした酒と食材について写真撮影及びコメントを作成し、自身のSNSで10回以上発信する。また、当該コメント及び撮影した画像を県に提供し、県や関係団体のWEBサイト及び紙媒体等でPR素材として活用することを了承する。
- ・ インフルエンサーの謝金及び旅費は、予算の範囲内で県が支払うため、本委託事業の積算に含めないものとする。なお、謝金は200千円、旅費は150千円程度を上限とする。なお、更に経費を要する場合は、委託経費全体の中で対応すること。

#### ② ペアリングPRキャンペーンの実施

- ・ 三八地域の地酒と食のペアリングをPRするためのキャンペーンを実施する。  
（例） ハッシュタグ付きでインスタグラムに投稿した投稿者の中から、抽選で3名に賞品をプレゼントするキャンペーン 等
- ・ キャンペーンの実施にあたり、インスタグラムアカウントを使用する必要がある場合は、三八地域県民局地域連携部で運用する「さんぱち散歩」を活用することができる。当該アカウントを使用しない場合は、受託者が他の適切なアカウントを提案し、運用に係る手続の一切を行う。

### （2）地酒と食のペアリングに係るリーフレット作成

- ・ 県が取材する地酒と食のペアリング内容及びインフルエンサーの助言・コメント・画像等を、適切なデザイン、レイアウトを施し、イラストを用いながら、別途指示するターゲットに向けたリーフレットを印刷物及びデータとして作成する。

- ・リーフレットは以下の仕様を基本とする。

本文	10ページ程度
仕上寸法	A5サイズ
紙の種類・厚さ	マットコート紙・110k
刷色	両面カラー印刷
製本	中綴じ
納品物品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷されたパンフレット 1,000部</li> <li>・WEB掲載用のパンフレット電子データ 一式</li> </ul>

### (3) 報告書の作成

事業終了後、事業の実績をまとめた報告書を作成し、令和7年2月28日までに発注者に提出する。

## 4 履行期限

令和7年2月28日（金）

## 5 成果品

- (1) 業務実績報告書
- (2) 3(2)のリーフレット及び電子データ（形式は発注者が別途指示する。）

## 6 成果品の利用（二次利用等）

- (1) 成果品の著作権及び所有権は発注者に譲渡されるものとし、受注者は、発注者に譲渡した著作権に係る著作物の利用又は改変については、発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 成果品に係る著作物について、受注者が従来から著作権を有する場合は、受注者は当該著作物を利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとする。なお、発注者は、本事業以外にも三八地域の誘客促進を図るプロモーションのため、著作物を使用できるものとする。

## 7 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、発注者と協議のうえ十分な調整を図り、本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者及び関係者と協議するものとする。
- (2) 業務は、発注者との調整の中で変更等があり得る。
- (3) 業務の遂行にあたり発生した事故等については、受注者の責任において対処することとする。
- (4) 受注者は、委託業務を他に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。